

○厚木愛甲環境施設組合臨時的任用職員の

給与に関する条例

(平成16年4月1日)
(条例第9号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、臨時的任用職員の給与に関する事項を定めるものとする。

(臨時的任用職員の定義)

第2条 この条例で臨時的任用職員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により任用される職員をいう。

(給与の種類)

第3条 この条例で給与とは、賃金及び諸手当をいう。

(給与の額及び支給方法)

第4条 給与の額及びその支給方法は、管理者が別に定める。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。